二　その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

| 項目 | 額 |
|---|---|
| り災世帯数 | 二三、五〇〇円 |
| 全壊家屋の戸数 | 一七一、九〇〇円 |
| 半壊家屋の戸数 | 八六、一〇〇円 |
| 浸水家屋の戸数 | 床上　四、九〇〇円<br>床下　二、七〇〇円 |
| 農作物被害面積（ヘクタール） | 六、八〇〇円<br>（ただし、農作物の作付面積に対する被害面積の割合が三〇パーセントを超えるものにあつては九、六〇〇円） |
| 死者及び行方不明者の数 | 八七五、〇〇〇円 |
| 障害者の数 | 四三七、五〇〇円 |

三　当該年度の十月三十一日までに発生した災害のため当該救助実施市（災害救助法第二条の二第一項に定める市をいう。以下同じ。）が災害救助法の規定により負担する経費のうち、同法第二十一条の規定による国の負担金の額の算定の基礎となる額に〇・四を乗じて得た額。ただし、当該額が同条の規定により当該救助実施市の負担すべき額を超えるときは、当該救助実施市が負担すべき額とする。

前年度の一月一日から当該年度の十月三十一日までの間に発生した火災で次の表の上欄に掲げる人口（国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によつて調査した人口をいう。以下別の定めがある場合を除き同じ。）による市町村の区分に従い、一回の火災によりそれぞれ下欄に掲げる世帯数以上の世帯がり災（小損を除く。以下本号中同じ。）したものについて、当該火災の対策のために市町村が要した経費又は一二四、〇〇〇円（次の表の下欄に掲げる世帯数の五倍以上の世帯がり災した場合にあつては、一三六、〇〇〇円）に当該世帯の数を乗じて得た額のうち、いずれか少ない額の合算額とする。

| 市町村の区分 | 世帯数 |
|---|---|
| 人口一〇、〇〇〇人未満の市町村 | 二〇世帯 |
| 人口一〇、〇〇〇人以上五〇、〇〇〇人未満の市町村 | 三〇世帯 |
| 人口五〇、〇〇〇人以上一〇〇、〇〇〇人未満の市町 | 四〇世帯 |
| 人口一〇〇、〇〇〇人以上の市 | 五〇世帯 |

二　大火災があつたこと。

二　その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

| 項目 | 額 |
|---|---|
| り災世帯数 | 二三、五〇〇円 |
| 全壊家屋の戸数 | 一七〇、〇〇〇円 |
| 半壊家屋の戸数 | 八五、二〇〇円 |
| 浸水家屋の戸数 | 床上　四、八〇〇円<br>床下　二、七〇〇円 |
| 農作物被害面積（ヘクタール） | 六、八〇〇円<br>（ただし、農作物の作付面積に対する被害面積の割合が三〇パーセントを超えるものにあつては九、六〇〇円） |
| 死者及び行方不明者の数 | 八七五、〇〇〇円 |
| 障害者の数 | 四三七、五〇〇円 |

三　当該年度の十月三十一日までに発生した災害のため当該救助実施市（災害救助法第二条の二第一項に定める市をいう。以下同じ。）が災害救助法の規定により負担する経費のうち、同法第二十一条の規定による国の負担金の額の算定の基礎となる額に〇・四を乗じて得た額。ただし、当該額が同条の規定により当該救助実施市の負担すべき額を超えるときは、当該救助実施市が負担すべき額とする。

前年度の一月一日から当該年度の十月三十一日までの間に発生した火災で次の表の上欄に掲げる人口（国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によつて調査した人口をいう。以下別の定めがある場合を除き同じ。）による市町村の区分に従い、一回の火災によりそれぞれ下欄に掲げる世帯数以上の世帯がり災（小損を除く。以下本号中同じ。）したものについて、当該火災の対策のために市町村が要した経費又は一二三、〇〇〇円（次の表の下欄に掲げる世帯数の五倍以上の世帯がり災した場合にあつては、一三五、〇〇〇円）に当該世帯の数を乗じて得た額のうち、いずれか少ない額の合算額とする。

| 市町村の区分 | 世帯数 |
|---|---|
| 人口一〇、〇〇〇人未満の市町村 | 二〇世帯 |
| 人口一〇、〇〇〇人以上五〇、〇〇〇人未満の市町村 | 三〇世帯 |
| 人口五〇、〇〇〇人以上一〇〇、〇〇〇人未満の市町 | 四〇世帯 |
| 人口一〇〇、〇〇〇人以上の市 | 五〇世帯 |

二　大火災があつたこと。